

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	高齢者に対する在宅福祉サービスの支給に関する事務(在宅ねたきり高齢者等見舞金支給事業等) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、高齢者に対する在宅福祉サービスの支給に関する事務(在宅ねたきり高齢者等見舞金支給事業等)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和5年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者に対する在宅福祉サービスの支給に関する事務(在宅ねたきり高齢者等見舞金支給事業等)
②事務の概要	65歳以上で要介護4以上の認定を受け、在宅で介護を受けているかたに、寝具の貸与、布団の乾燥等、訪問理容、在宅ねたきり高齢者等見舞金の支給といった、在宅介護支援を行う。 1 申請受付 岡崎市在宅ねたきり高齢者等見舞金支給要綱、岡崎市在宅ねたきり高齢者等寝具貸与事業実施要綱、岡崎市在宅ねたきり高齢者等布団乾燥等事業実施要綱、岡崎市訪問理容サービス事業実施要綱に基づき、本市に居住する65歳以上の高齢者の申請を受付する。 2 提出書類の確認・審査 申請書類の内容を確認し、審査を行う。 3 決定及び通知 支給対象となるかどうか必要な情報を照会し、決定・通知する。 4 支給 <見舞金> 対象者の口座登録を行い、対象金融機関へ入金を行う。 <寝具貸与・布団乾燥> 申請情報に基づき、事業者へ本人情報を提供し、事業者が訪問して布団・寝具を取替える。 <訪問理容> 訪問理容サービス出張助成券を簡易書留郵便で交付する。 5 支払 <寝具貸与・布団乾燥・訪問理容> 事業者からの実績報告により、事業者に支払いを行う。 6 状況確認 決定された対象者・申請者に年2回状況確認書を送付し、在宅状況の確認を行う。
③システムの名称	1 福祉総合システム(在宅ねたきり高齢者等見舞金支給事業等) 2 介護保険システム 3 住民基本台帳ネットワークシステム 4 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 5 宛名管理システム 6 データ連携基盤(庁内連携システム) 7 中間サーバ 8 中間サーバコネクタ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
在宅ねたきり高齢者等見舞金支給等台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第2項 2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第50号)第4条第1項 別表第1の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第9号  【情報提供の根拠】 情報提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部長寿課
②所属長の役職名	長寿課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡崎市福祉部長寿課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡崎市福祉部長寿課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 0564-23-6147

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2 番号利用法第9条第2項に基づき市が定める条例(予定)	2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の2項	事後	
平成29年2月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿課長 高井 俊夫	長寿課長 山本 勝	事後	
平成29年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年2月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	6 特定個人情報ファイル 本業務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 (1)支払認定の審査にあたり、世帯の情報(介護保険給付状況、市民税情報、生活保護受給の有無)の照会を行う。 (2)支払認定の審査にあたり、転入者に関する転入前自治体における市民税情報の照会を行う。 (3)在宅状況の確認にあたり、介護保険給付状況や転居情報等の照会をする。	当該項目を削除。	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 福祉総合システム(ねたきり高齢者等見舞金支給事業) 2 介護保険システム 3 住民基本台帳ネットワークシステム 4 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 5 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 6 中間サーバー 7 宛名管理システム 8 データ連携基盤(庁内連携システム)	1 福祉総合システム(ねたきり高齢者等見舞金支給事業) 2 介護保険システム 3 住民基本台帳ネットワークシステム 4 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 5 宛名管理システム 6 データ連携基盤(庁内連携システム)	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項(利用範囲) 2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の2項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項(利用範囲) 2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の2の項	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿課長 山本 勝	長寿課長 中川 英樹	事後	
平成30年3月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年3月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	4 支給 ・決定された対象者・申請者に状況確認書を送付し、在宅状況の確認を行う。 <見舞金> ・対象者の口座登録を行い、対象金融機関へ入金を行う。 <寝具貸与・布団乾燥> ・申請情報に基づき、事業者へ本人情報を提供し、事業者が訪問して布団・寝具を取替える。 <訪問理容> ・訪問理容券を窓口・民生委員を通じて交付する。	4 支給 ・決定された対象者・申請者に状況確認書を送付し、在宅状況の確認を行う。 <見舞金> ・対象者の口座登録を行い、対象金融機関へ入金を行う。 <寝具貸与・布団乾燥> ・申請情報に基づき、事業者へ本人情報を提供し、事業者が訪問して布団・寝具を取替える。 <訪問理容> ・訪問理容サービス出張助成券を簡易書留郵便で交付する。	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿課長 中川 英樹	長寿課長	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護 評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	-	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	-	十分である [O]接続しない(提供)	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 8.監査	-	自己点検・内部監査	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号	番号利用法第19条第9号	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第9号	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第9号  【情報提供の根拠】 情報提供なし	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	高齢者に対する在宅福祉サービスの支給に関する事務(ねたきり高齢者等見舞金支給事業)	高齢者に対する在宅福祉サービスの支給に関する事務(在宅ねたきり高齢者等見舞金支給事業)	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 福祉総合システム(ねたきり高齢者等見舞金支給事業)	1 福祉総合システム(在宅ねたきり高齢者等見舞金支給事業等)	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	ねたきり高齢者等見舞金支給台帳ファイル	在宅ねたきり高齢者等見舞金支給等台帳ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	65歳以上で要介護4以上の認定を受け、在宅で介護を受けているかたに、寝具の貸与、布団の乾燥等、訪問理容、ねたきり高齢者等見舞金の支給といった、在宅介護支援を行う。 1 ねたきり高齢者等見舞金等事業利用申請受付 岡崎市在宅ねたきり高齢者等見舞金支給要綱、岡崎市在宅ねたきり高齢者寝具貸与事業実施要綱、岡崎市在宅ねたきり高齢者布団乾燥等事業実施要綱、岡崎市訪問理容サービス事業実施要綱に基づき、本市に居住する65歳以上の高齢者の申請を受付する。 2 提出書類の確認・審査 申請書類の内容を確認し、審査を行う。 3 見舞金支給の決定及び通知 支給対象となるかどうか必要な情報を照会し、決定・通知する。 4 支給 ・決定された対象者・申請者に状況確認書を交付し、在宅状況の確認を行う。 ＜見舞金＞ ・対象者の口座登録を行い、対象金融機関へ入金を行う。 ＜寝具貸与・布団乾燥＞ ・申請情報に基づき、事業者へ本人情報を提供し、事業者が訪問して布団・寝具を取替える。 ＜訪問理容＞ ・訪問理容サービス出張助成券を簡易書留郵便で交付する。 5 支払 ＜寝具貸与・布団乾燥・訪問理容＞ 事業者からの実績報告により、事業者に支払いを行う。	65歳以上で要介護4以上の認定を受け、在宅で介護を受けているかたに、寝具の貸与、布団の乾燥等、訪問理容、在宅ねたきり高齢者等見舞金の支給といった、在宅介護支援を行う。 1 申請受付 岡崎市在宅ねたきり高齢者等見舞金支給要綱、岡崎市在宅ねたきり高齢者寝具貸与事業実施要綱、岡崎市在宅ねたきり高齢者布団乾燥等事業実施要綱、岡崎市訪問理容サービス事業実施要綱に基づき、本市に居住する65歳以上の高齢者の申請を受付する。 2 提出書類の確認・審査 申請書類の内容を確認し、審査を行う。 3 決定及び通知 支給対象となるかどうか必要な情報を照会し、決定・通知する。 4 支給 ＜見舞金＞ 対象者の口座登録を行い、対象金融機関へ入金を行う。 ＜寝具貸与・布団乾燥＞ 申請情報に基づき、事業者へ本人情報を提供し、事業者が訪問して布団・寝具を取替える。 ＜訪問理容＞ 訪問理容サービス出張助成券を簡易書留郵便で交付する。 5 支払 ＜寝具貸与・布団乾燥・訪問理容＞ 事業者からの実績報告により、事業者に支払いを行う。 6 状況確認 決定された対象者・申請者に年2回状況確認書を交付し、在宅状況の確認を行う。	事後	
令和5年4月1日	評価書名	高齢者に対する在宅福祉サービスの支給に関する事務(ねたきり高齢者等見舞金支給事業)基礎項目評価書	高齢者に対する在宅福祉サービスの支給に関する事務(在宅ねたきり高齢者等見舞金支給事業等)基礎項目評価書	事後	
令和5年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	高齢者に対する在宅福祉サービスの支給に関する事務(ねたきり高齢者等見舞金支給事業)	高齢者に対する在宅福祉サービスの支給に関する事務(在宅ねたきり高齢者等見舞金支給事業等)	事後	